

平成 22 年 8 月 19 日

総務省総合通信基盤局電波部  
電波政策課電波利用料企画室 御中

郵便番号 105-7317  
住所 (ふりがな) 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
氏名 (ふりがな) ソフトバンクモバイル株式会社  
代表取締役社長兼CEO だいいょうとりしまりやくしやちょうけんしーいーおー 孫 正義 そん まさよし  
電波利用との関係 無線局の免許人

郵便番号 105-7316  
住所 (ふりがな) 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
氏名 (ふりがな) ソフトバンクテレコム株式会社  
代表取締役社長兼CEO だいいょうとりしまりやくしやちょう しーいーおー 孫 正義 そん まさよし  
電波利用との関係 無線局の免許人

当該意見募集に関しまして、今回このような意見募集の機会を設けていただいたことに、厚く御礼申し上げます。

次期電波利用料に関し、下記のとおり意見を提出します。

尚、問い合わせ等は、下記連絡先で対応致しますので、宜しくお願い致します。

(連絡先)

電話番号

電子メール

## 意見書（要旨）

### 1. 電波利用料の使途

- (1) 周波数再編を加速するための新たな支援スキーム（周波数移行先の無線設備の取得費用等の支援）を導入し、これに電波利用料を充当することを要望します。
- (2) ホワイトスペースの活用のための研究・技術開発に限定し、ホワイトスペース特区等の事業運営等の費用に電波利用料を充当するべきではないと考えます。

### 2. 電波利用料の料額

#### (1) 電波の経済的価値の一層の反映に対する意見

a 群の 3GHz 以下と 3GHz 超～6GHz 以下の負担割合は 10 : 1 とする案が示されていますが、電波の経済的価値を周波数帯域の最新の混雑度に応じて配分するこの案は経済的価値を反映しているとは一概に言えず、前々回の電波利用料の負担割合であった逆比 3 : 1 を採用することを提案します。

#### (2) 使用帯域幅毎の負担の在り方に対する意見

##### (ア) 特性係数に対する意見

特性係数は法令化されておらず、位置付けが曖昧なまま適用されていますが、この位置付けを明確にした上で、適用の基準を明確にし、法令化した上で適用すべきであると考えます。

##### (イ) 経過的措置に対する意見

放送事業者に対する電波利用料額変更に伴う経過的措置は既に今期（3 年間）で実施された経緯もあり、次期においてはこの経過的措置は更に存続はせず廃止すべきであると考えます。

##### (ウ) マルチメディア放送に対する意見

マルチメディア放送は地上テレビジョン放送事業者と同等の位置付け（広くあまねくエリアカバー及び災害放送の義務）にあり、他の放送事業者と同様の扱いとすべきであると考えます。

(エ) ホワイトスペースに対する意見

ホワイトスペース事業者のみ特別扱いするのではなく、電波利用に見合った帯域利用料（a 群）及び無線局利用料（b 群）の応分の負担をするべきであると考えます。ただし、特定の地域で利用するのであれば、地域係数など電波利用に合わせた係数で電波利用料を支払うべきであると考えます。

## 意見書

## 1. 電波利用料の使途

- (1) 周波数再編を加速するための新たな支援スキーム（周波数移行先の無線設備の取得費用等の支援）を導入し、これに電波利用料を充当することを要望します。

周波数再編の促進するための「移動通信分野等の周波数の利用ニーズの急速な拡大に対応するため、周波数再編を加速するための新たな支援スキーム(周波数移行先の無線設備の取得費用等の支援)」については、地デジ完全移行費用が「無線局全体受益」として電波利用料（平成 20～22 年度は a 群及び b 群費用）が充当されたことと同様の理由により、移動体通信分野の通信量は平成 19 年から平成 29 年までの間に 220 倍に増加する見込みであり移動体通信に最も適した周波数帯である 700/900MHz 帯の国際標準バンドを考慮した周波数再編を促進するため、新たな使途として周波数移行先の無線設備の取得費用等の支援に関する新たな支援スキームを導入し、これに電波利用料を充当することを要望します。

- (2) ホワイトスペースの活用のための研究・技術開発に限定し、ホワイトスペース特区等の事業運営等の費用に電波利用料を充当するべきではないと考えます。

総務省政務三役会議（平成 22 年 6 月 17 日）における行政事業レビュー・公開プロセスにおいて、ユビキタス特区事業の推進は「廃止を前提とした全面的見直し」（課題によって成功しているもの、発展の見通しが不透明なものがある。戦略を明確にした上で選択と集中が必要である。また、委託事業としては廃止し、企業負担、後年度業務の担保、実施に至らない場合の返納などを条件にした補助事業に組み直すべき）とされ、ユビキタス特区は空いた周波数で実験を行う位置付けがホワイトスペース特区と同等であり、使途拡大の恐れがあることから、ホワイトスペースの活用のための研究・技術開発に限定し、ホワイトスペース特区等の事業運営等の費用に電波利用料を充当するべきではないと考えます。

## 2. 電波利用料の料額

(1) 電波の経済的価値の一層の反映に対する意見

a 群の 3GHz 以下と 3GHz 超～6GHz 以下の負担割合は 10 : 1 とする案が示されていますが、電波の経済的価値を周波数帯域の最新の混雑度に応じて配分するこの案は経済的価値を反映しているとは一概に言えず、前々回の電波利用料の負担割合であった逆比 3 : 1 を採用することを提案します。

a 群の帯域別の負担割合は、今期は 8 : 1 のところ基本方針案では 10 : 1 とされましたが (a 群の 3GHz 以下と 3GHz 超～6GHz 以下の負担割合は、各々の逼迫度を計るため、各々の帯域における無線システムに係る無線局の延べ使用周波数帯域幅を比較)、地上デジタル放送の空き周波数帯に多くの基地局等の無線局が設置され、今後更に 3GHz 以下の負担割合が増加することが懸念されるため、電波の経済的価値を周波数帯域の最新の混雑度に応じて配分するこの案は経済的価値を反映しているとは一概に言えず、前々回の電波利用料の負担割合であった逆比 (諸外国の料額の現状等を考慮し、0～3GHz と 3～6GHz の各々の中心周波数である 1.5GHz 及び 4.5GHz の逆比。例えば韓国では 800MHz 帯の価値と 5GHz の価値の比を 10 : 3 と定めている) 3 : 1 を採用することを提案します。

具体化方針策定においては、平成 20～22 年度電波利用料の算定基礎となる「電波利用料見直しに係る料額算定の具体化方針」(平成 19 年 12 月 20 日)において、a 群・b 群の負担割合は調整中とされ、次期電波利用料を検討する「電波利用料制度に関する専門調査会」第 1 回資料(平成 22 年 4 月)において初めて今期(平成 20～22 年度)の a 群・b 群平均割合は 6 : 5 と示されました。地上テレビジョン放送事業者は経過的措置が適用され、a 群の負担割合が平成 20 年・21 年は極端に減額された料額(例えば空中線電力が 50kW 以上の無線局については、平成 20 年が約 3096 万円、21 年が約 6193 万円、平成 22 年が約 1 億 6513 万円)となっており、平成 20 年・21 年の一年毎における実際の a 群・b 群の割合が不明瞭であると言えます。次期電波利用料の具体化方針を公表の際は、平成 23～25 年度の一年毎における a 群・b 群の割合を明らかにしていただくことを要望いたします。

(2) 使用帯域幅毎の負担の在り方に対する意見

(ア) 特性係数に対する意見

特性係数は法令化されておらず、位置付けが曖昧なまま適用されていますが、この位置付けを明確にした上で、適用の基準を明確にし、法令化した上で適用すべきであると考えます。

(イ) 経過的措置に対する意見

放送事業者に対する電波利用料額変更に伴う経過的措置は既に今期（3年間）で実施された経緯もあり、次期においてはこの経過的措置は更に存続はせず廃止するべきであると考えます。

(ウ) マルチメディア放送に対する意見

マルチメディア放送は地上テレビジョン放送事業者と同等の位置付け（広くあまねくエリアカバー及び災害放送の義務）にあり、他の放送事業者と同様の扱いとするべきであると考えます。

使用帯域幅毎の負担の在り方において、「マルチメディア放送等の地デジ移行後の空き周波数帯を使用する免許人は、他の免許人以上に多額の費用を要する地デジ移行対策の受益に対する負担を行うことが適当であることから、基本的に新たに特性係数の適用は行わない。」とされましたが、地デジ移行費用対策費用は「無線局全体受益」として電波利用料（約2,400億円見込み）が既に充当（平成20～22年度はa群及びb群で算定）され、また全ての免許人が費用負担をしているため、地デジ移行後の空き周波数帯を使用する免許人（特定の免許人）に特別な負担を課すべきではないと考えます。

マルチメディア放送は地上テレビジョン放送と同等に「国民への電波利用の普及に関する責務等」の広くあまねくエリアカバーが義務付けられており（「207.5MHz以上222MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針」（平成22年4月14日）において、「当該特定基地局を配置し、開設する者は、全国において、当該特定基地局により行われる放送があまねく受信できるように努めるものとする。」「当該特定基地局を開設して受託国内放送を行うことが、放送の普及及び健全な発達により寄与すること）、また「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」として災害放送の義務付け（「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針」（平成21年8月28日）において、「効果的な災害放送など、公共の福祉の増進に資する放送の確保」）が検討されており、マルチメディア放送は地上テレビジョン放送事業者と同等の位置付け（広くあまねくエリアカバー及び災害放送の義務）にあり、他の放送事業者と同様の扱いとするべきであると考えます。

(エ) ホワイトスペースに対する意見

ホワイトスペース事業者のみ特別扱いするのではなく、電波利用に見合った帯域利用料（a群）及び無線局利用料（b群）の応分の負担をするべきであると考えます。ただし、特定の地域で利用するのであれば、地域係数など電波利用に合わせた係数で電波利用料を支払うべきであると考えます。

使用帯域幅毎の負担の在り方において、「ホワイトスペースについては、駅前、大学構内、地下街、空港等の狭小なエリアや閉空間等での利用が中心であり、また、地域メディアとして社会経済活動の活性化に資するものと考えられることから、当該無線局からは無線局数で按分して負担する部分(b 群相当部分)のみを徴収」とされましたが、ホワイトスペースは a 群の使途(ホワイトスペースの活用を図るために必要な研究開発、技術試験事務の推進、電波の利用状況の情報提供)が予定されており、使途 (a 群は負担せず) と料額算定 (b 群のみ支払う) でホワイトスペース事業者の取り扱いに矛盾が生じているため、ホワイトスペース事業者も a 群に係る費用を負担するべきであると考えます。

従って、ホワイトスペース事業者のみ特別扱いするのではなく、電波利用に見合った帯域利用料 (a 群) 及び無線局利用料 (b 群) の応分の負担をするべきであると考えます。ただし、特定の地域で利用するのであれば、地域係数など電波利用に合わせた係数で電波利用料を支払うべきであると考えます。

注釈) 引用文章に下線

以上